

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議録等の公開)

第2条 会議録等の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 協議会の事務局並びに日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市（以下「4市1町」という。）のそれぞれが指定する場所における閲覧

(2) インターネットによる公開

2 個人に関する事項、協議会の会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他公開することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開しないことができる。

(会議録等の送付)

第3条 協議会の事務局は、会議録が確定した日以後速やかに、公開する会議録等を4市1町に送付するものとする。

(閲覧に供する会議録等)

第4条 第2条第1項第1号に規定する閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りではない。

(閲覧の申出)

第5条 閲覧の申出は、会議録等閲覧申出書（様式第1号）に必要事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の時間)

第6条 閲覧に供する時間は、協議会の事務局又は4市1町の執務時間内とする。

(写しの交付)

第7条 会議録等の閲覧をしようとする者が、その写しの交付を希望する場合は、協議会の事務局においては尾三消防組合の例により、4市1町においては、それぞれの市町の例により費用を負担しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会長 様

申出者

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録等を閲覧したいので、下記のとおり申し出ます。

なお、閲覧に関しては、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録等の公開に関する要綱に規定された事項を遵守します。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日
時 分 ～ 時 分
- 2 閲覧を希望する会議録等 (1) 第 回協議会の会議録
(2) 第 回協議会に提出された文書
- 3 写しの交付 希望する ・ 希望しない